府令

○内閣府令第二十六号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百六十二条の二の規定に基づき、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令

（定義）

第一条　この府令において使用する用語は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号。以下「有価証券取引等規制府令」という。）において使用する用語の例による。

（発行会社による上場等株券の買付け等の特例）

第二条　発行会社が取引所金融商品市場において上場等株券の買付け等を行う場合には、有価証券取引等規制府令第十七条の規定の適用については、同条中「次に掲げる要件」とあるのは「次に掲げる要件（第二号に掲げる要件を除く。）」と、同条第四号イ中「百分の二十五」とあるのは「百分の百」とする。

（発行会社以外の者による上場等株券の買付けの委託等の特例）

第三条　有価証券取引等規制府令第十六条第二号から第四号までに掲げる上場等株券の買付け若しくはその委託等又はこれらの指図を行う者が当該買付け若しくはその委託等又はこれらの指図を行う場合には、有価証券取引等規制府令第二十一条の規定の適用については、同条中「第十七条各号」とあるのは、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令（平成二十五年内閣府令第二十六号）第二条の規定による読替え後の第十七条各号（第二号を除く。）」とする。

附　則

1　この府令は、平成二十五年五月一日から施行する。

2　この府令は、平成二十五年十月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この府令は、その時以後も、なおその効力を有する。

3　この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

省令

○農林水産省令第三十三号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第一号の規定に基づき、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月三十日

農林水産大臣　林　芳正

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（平成二十五年度における大豆又はてん菜に係る生産面積への換算の特例）

第十三条　平成二十五年度において法第三条第一項第一号の交付金の交付を受けようとする者（平成二十四年度において大豆又はてん菜に係る同号の交付金の交付を受けた者に限る。）の大豆又はてん菜についての第七条の規定の適用については、同条中「前条の期間における特定対象農産物の種類別の生産量を、当該期間における都道府県別の当該特定対象農産物の単位面積当たりの収穫量として農林水産大臣が定めるもの」とあるのは、「平成二十三年産の大豆又はてん菜の生産量を、同年産の大豆又はてん菜に関し附則第十三条の規定による読替え前の第七条の規定により農林水産大臣が定めた単位面積当たりの収穫量」とすることができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○金融庁告示第二十八号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十六条の二の二第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を次のように定める。

平成二十五年四月三十日

金融庁長官　畑中龍太郎

金融商品取引法施行令第二十六条の二の二第一項に規定する金融庁長官の指定する有価証券は、次に掲げるものとする。

一　上場有価証券（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）が上場する有価証券をいう。）

二　店頭売買有価証券（法第六十七条の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券をいう。）

附　則

1　この告示は、平成二十五年五月一日から適用する。

2　この告示は、平成二十五年十月三十一日限り、その効力を失う。

○総務省告示第百九十八号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成七年自治省告示第六号の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十五年四月三十日

総務大臣臨時代理
国務大臣　稲田　朋美

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	新	旧
平成二十五年三月二十二日	自由民主党（じゆうみんしゆとう）	候補者となるべき者の選定及び選挙対策委員長並びに総裁の指名する本部機関の構成員の選出方法	総裁、副総裁、幹事長及び選挙対策局長並びに総裁の指名する本部員三十名以内をもって構成する	総裁、副総裁、幹事長及び選挙対策局長並びに総裁の指名する本部員三十名以内をもって構成する

○総務省告示第百九十九号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成七年自治省告示第七号の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十五年四月三十日

総務大臣臨時代理
国務大臣　稲田　朋美

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	新	旧
平成二十五年三月二十二日	自由民主党（じゆうみんしゆとう）	衆議院名簿登載者の選定機関の構成員の選出方法	総裁、副総裁、幹事長及び選挙対策委員長並びに総裁の指名する本部員三十名以内をもって構成する	総裁、副総裁、幹事長及び選挙対策局長並びに総裁の指名する本部員三十名以内をもって構成する

○金融庁告示第二十九号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十六条の五第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を次のように定める。

平成二十五年四月三十日

金融庁長官　畑中龍太郎

金融商品取引法施行令第二十六条の五第一項に規定する金融庁長官の指定する有価証券は、次に掲げるものとする。

一　上場有価証券（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）が上場する有価証券をいう。）

二　店頭売買有価証券（法第六十七条の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券をいう。）

附　則

1　この告示は、平成二十五年五月一日から適用する。

2　この告示は、平成二十五年十月三十一日限り、その効力を失う。